

静岡海区漁業調整委員会指示第29-4号

静岡海区におけるかご漁業及び試験研究機関等がかごを用いて水産動植物を採捕することについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

その関係図面は、平成29年6月16日から2週間水産資源課において、一般の縦覧に供する。

平成29年6月16日

静岡海区漁業調整委員会 会長 宮原 淳 一

1 操業の承認及び届出

(1) 操業の承認

6の操業の期間内にかご漁業の操業をしようとする者は、船舶ごとに別記かご漁業承認事務取扱要領により、静岡海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。

ア 漁業権又は入漁権に基づいて操業する場合

イ 共同漁業権漁場内において、当該漁業権者の同意を得て落とし口の口径20センチメートル以下のかご漁業を操業する場合

ウ 距岸3,000メートル以内の遠州灘において、落とし口の口径20センチメートル以下のかご漁業を操業する場合

エ 委員会指示に基づき、えびかご漁業を操業する場合

(2) 操業の届出

平成29年8月1日から平成30年7月31日の間にかごを用いて水産動植物を採捕しようとする試験研究機関等は、関係する漁業者団体の同意を得た上で、委員会に届け出なければならない。

2 操業海域

操業を承認する海域は、次のとおりとする。

(1) A海域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

イ 静岡市興津川河口左岸と沼津市沼津港灯台を結んだ線と賀茂郡南伊豆町波勝岬灯台から正西4海里の点と沼津市大瀬崎灯台から正西4海里の点を結ぶ線の延長線との交点（北緯35度04分12秒、東経138度42分37秒）

ロ 賀茂郡南伊豆町波勝岬灯台から正西4海里の点と沼津市大瀬崎灯台から正西4海里の点を結んだ線と賀茂郡南伊豆町波勝岬灯台と静岡市三保灯台を結んだ線との交点（北緯34度47分30秒、東経138度40分25秒）

ハ 賀茂郡南伊豆町波勝岬灯台と静岡市三保灯台を結んだ線と御前崎市御前岩灯台と富士市越前岳山頂を結んだ線との交点（北緯34度57分42秒、東経138度33分49秒）

ニ 御前崎市御前岩灯台と富士市越前岳山頂を結んだ線と静岡市興津川河口左岸と沼津市沼津港灯台を結んだ線との交点（北緯35度03分54秒、東経138度38分55秒）

(2) B海域

次のホ、へ、ト、チ、ホの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ホ 賀茂郡西伊豆町黄金崎西端から正西 2 海里の点（北緯34度50分30秒、東経138度43分13秒）

へ 賀茂郡西伊豆町アジョーガ崎西端から正西 3 海里の点（北緯34度46分15秒、東経138度42分00秒）

ト 賀茂郡西伊豆町アジョーガ崎西端から正西4.5海里の点（北緯34度46分15秒、東経138度40分22秒）

チ 賀茂郡西伊豆町黄金崎西端から正西 4 海里の点（北緯34度50分30秒、東経138度40分52秒）

(3) C 海域

次のリ、ヌ、ル、リの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（ただし、ヲ及び六十立中央部から半径 1 海里の円周以内の海面を除く。）

リ 北緯34度45分35秒、東経139度03分35秒

ヌ 北緯34度35分48秒、東経138度59分26秒

ル 北緯34度40分40秒、東経139度07分53秒

ヲ 北緯34度38分42秒、東経139度01分15秒

六十立中央部 北緯34度42分16秒、東経139度02分49秒

3 承認の対象

操業を承認する対象は、次のとおりとする。

(1) A 海域

船舶総トン数 5 トン未満の動力漁船を使用する者に限る。

ただし、A 海域において昭和55年 9 月 1 日以降操業実績のある者で当該船舶を使用する者については、この限りでない。

(2) B 海域

船舶総トン数 5 トン未満の動力漁船を使用する者に限る。

(3) C 海域

船舶総トン数15トン未満の動力漁船を使用する者に限る。

4 承認をしない場合

委員会は、申請者が漁業に関する法令又はこの指示を遵守する精神を著しく欠くと認められる場合は、承認をしないことがある。

5 承認の隻数

(1) A 海域

5 隻以内

(2) B 海域

5 隻以内

(3) C 海域

6 隻以内

6 操業の期間

(1) A 海域

9 月 1 日から翌年 5 月 15 日まで

(2) B 海域

12月1日から翌年2月末日まで

(3) C海域

12月1日から翌年2月末日まで

7 漁獲量（C海域のみ）

総漁獲量 2,500尾以内

8 制限又は条件

(1) この漁業に使用することのできる漁具の規模等は次のとおりとする。

ア かごの大きさ 高さ 100センチメートル以内

直径 200センチメートル以内

イ 持 か ご 数 1隻につき20個以内

ウ 網 目 かごの網目の目合 4寸目以上

(2) 承認を受けた者は、操業する時は承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

(3) 浮標網（瀬縄）には、ワイヤーロープを使用してはならない。

(4) 委員会は、承認を受けた者が承認の内容（操業期間・操業区域・根拠地・使用船舶）、制限又は条件に違反したときは、承認を取消することができる。

－A海域－

(5) 承認を受けた者は、漁獲成績報告書を別に定める様式により月ごとに取りまとめ、翌月の15日までに所属漁業協同組合を経由し、委員会に報告しなければならない。

(6) 漁具の両端に船名を記載した章旗を設置しなければならない。

(7) 日没から日の出までの間操業してはならない。

－B海域－

(5) 承認を受けた者は、漁獲成績報告書を別に定める様式により月ごとに取りまとめ、翌月の15日までに所属漁業協同組合を経由し、委員会に報告しなければならない。

(6) 漁具の両端に船名を記載した章旗を設置し、さらに夜間にあつては灯火を設置しなければならない。

(7) 操業にあたっては、あらかじめ関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

－C海域－

(5) 承認を受けた者は、漁獲成績報告書を別に定める様式により旬ごとに取りまとめ、所属漁業協同組合を経由し、速やかに委員会に報告しなければならない。ただし、委員会の指示があった場合は、その指示に従わなければならない。

(6) 漁具の両端に船名を記載した章旗を設置し、さらに夜間にあつては灯火を設置しなければならない。

9 指示の有効期間

平成29年8月1日から平成30年7月31日まで

別記

かご漁業承認事務取扱要領

第1 操業の承認の申請

承認の申請をしようとする者は、船舶ごとに、かご漁業操業承認申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて所属漁業協同組合を経由し、静岡海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 申請理由書
- (2) 事業計画書
- (3) 共同経営の場合は代表者選定届（印鑑証明書添付）
- (4) 用船の場合は船舶使用承諾書（印鑑証明書添付）
- (5) 漁具図
- (6) 所属漁業協同組合長の副申書

第2 申請書の提出期限

- (1) A海域 平成29年8月17日
- (2) B、C海域 平成29年11月10日

第3 承認証の交付

承認した場合、かご漁業操業承認証（様式第2号）を申請者に交付する。

第4 承認証の書換え

承認証の記載事項に変更が生じたときは、速やかにかご漁業操業承認内容変更承認申請書（様式第3号）に承認証を添えて委員会に提出すること。

第5 承認証の再交付

承認証を亡失し又はき損したときは、速やかにかご漁業操業承認証再交付申請書（様式第4号）を委員会に提出し、再交付を受けること。

第6 漁獲成績の報告

漁獲成績の報告は、かご漁業漁獲成績報告書（様式第5号）により委員会に提出すること。

かご漁業操業承認申請書

平成 年 月 日

静岡海区漁業調整委員会会長 様

住 所

氏 名 (名 称) ⑩

下記によりかご漁業の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 操 業 期 間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 2 操 業 区 域
- 3 漁 獲 物 の 種 類
- 4 根 拠 地
- 5 漁 具 の 種 類
及 び 規 格
- 6 使 用 船 舶
 - (1) 船 名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 馬 力 数

静岡認第 号

かご漁業操業承認証

住 所
氏 名(名 称)

1 操 業 期 間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 操 業 区 域

3 根 拠 地

4 使 用 船 舶

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 総 ト ン 数

(4) 馬 力 数

5 制限又は条件

上記のとおり承認する。

平成 年 月 日

静岡海区漁業調整委員会
会 長 氏 名



かご漁業操業承認内容変更承認申請書

平成 年 月 日

静岡海区漁業調整委員会会長 様

住 所

氏 名 (名 称)

㊟

下記によりかご漁業承認の内容変更について承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 承認番号 静岡認第 号
- 2 承認年月日 平成 年 月 日
- 3 変更しようとする事項

現在の承認内容	変更しようとする内容

- 4 変更しようとする理由

かご漁業操業承認証再交付申請書

平成 年 月 日

静岡海区漁業調整委員会会長 様

住 所

氏 名（名 称）

印

かご漁業操業承認証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号 静岡認第 号
- 2 承認年月日 平成 年 月 日
- 3 亡失（き損）の理由

様式第5号（用紙 日本工業規格A4縦型）

かご漁業漁獲成績報告書

平成 年 月 日

住所 氏名(名称)		㊞					
船舶		船名	登録番号	トン数	馬力数		
操業状況							
区分 月日	操業回数 かご数	漁獲高				操業海域	備考
		魚種名	尾数	生産量 kg	金額		
	回	タカアシガニ				崎 灯台より 方向 海里	
		イバラガニモドキ					
		エゾイバラガニ					
	個						
		その他のカニ類					
		魚類					
		小計					
	回	タカアシガニ				崎 灯台より 方向 海里	
		イバラガニモドキ					
		エゾイバラガニ					
	個						
		その他のカニ類					
		魚類					
		小計					
月 合 計	回	タカアシガニ					
		イバラガニモドキ					
		エゾイバラガニ					
	個						
		その他のカニ類					
		魚類					
		小計					

*ボイル重量を併せて記載する場合は備考欄に記入のこと。